

東京農工大学公開講座規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則                      (事務)                      第10条 公開講座に関する事務は、公開講座を実施する組織及び施設の協力を得て <u>総務部総務課広報・基金室</u> において処理する。</p>	<p>本則                      (事務)                      第10条 公開講座に関する事務は、公開講座を実施する組織及び施設の協力を得て <u>企画課</u> において処理する。</p>	

附 則 (平成31年4月1日規程第19号)  
 この規程は、平成31年4月1日から施行する。